

2011年8月15日

8月25日政府交渉用 質問事項

1. 「選択的避難区域」の設定について

(1) 現在の避難区域設定の問題点に鑑み(注)、「選択的避難区域」を設け、住民の自主的な判断による避難に対して、賠償や行政サポートを認めるべきであると要請してきた。これに関して、回答を頂きたい。

注) 指定区域以外の住民は、賠償を受け取れるかどうか不明であり、経済的な困難、社会的な理解を得られないことから、避難したくてもできない人が多数いること、また、現在の20ミリシーベルト基準は、チェルノブイリの経験、フランスなどの勧告からしても高い値であり、低線量被ばく防護の面からして疑問であること。

2. 特定避難勧奨地点について

(1) 伊達市霊山周辺の特定避難勧奨地点の指定基準について、空間線量で毎時3.2マイクロシーベルト/時、毎時2.7マイクロシーベルト/時(子ども・妊婦がいる場合)であり、説明会では、基準値に満たない世帯でも、付近に指定されたところがあればコミュニティを崩さない程度に指定するとのことであった。ところが実際には、指定された世帯に挟まれた妊娠可能年齢の女性のいる世帯が外れたり、同じ敷地内の2世帯のうち1世帯だけ指定されたり、指定された世帯よりも線量が高く妊婦がいる世帯が外れたりといった事例がある。指定の基準を明確に示していただきたい。

(2) 上記(1)の件について、住民が問い合わせても、国と市の間でたらいまわしにされる状況だが、指定に責任を持つのは誰か、問合せ先はどこか、また、指定された場合の支援の中身について具体的な説明がないが、これも明らかにされたい。県外への避難を希望した場合にはどうなるのか。

(3) 上記のように、世帯ごとの指定には、選定の際の不透明さや混乱、コミュニティの分断などの大きな問題が生じている。汚染の広がりからいっても、世帯ごとの指定には無理がある。特定避難勧奨地点ではなく、面的な区域設定とすべきだと考えるが、いかがか。

(4) 伊達市霊山周辺の特定避難勧奨地点について、これを面的に広げて特定避難勧奨地区にするとの通知がなされたと聞かすが、地区にするとはどういうことか、また、地区の選定基準を明らかにされたい。

(5) 南相馬市の特定避難勧奨地点の選定基準について、地面から1メートルの空間線量で毎時3.0マイクロシーベルト/時、さらに子どもを考慮して地面から50センチメートル

で毎時 2.0 マイクロシーベルト／時との報道があるが事実か。これは他の地域でも適用されるのか。

(6) 福島市大波、渡利について特定避難勧奨地点の検討に入ったとの報道が地元紙で繰り返さされているが、検討状況について明らかにされたい。住民への説明会を行う予定はあるのか。住民説明会について、伊達市の場合は、国と市がそれぞれ説明会を開催したが、福島市大波、渡利等についてはどうするつもりか。

3. 内部被ばくの考慮について

(1) 原子力安全委員会は、避難の基準となる積算線量の算出に際しては、吸引・食物などすべての経路についての内部被ばくを考慮すべきであるとの見解を示しているが、これは政府の見解ということで間違いないか。

(2) ダストの吸引による内部被ばくについて、原子力安全委員会は、解析ではなく実測に基づいた評価を求めているが、これをどのように行うのか。

(3) 原子力安全委員会は、4月までの線量評価においては、内部被ばくを全体の1割として考慮したが、この中には、放射能雲（プルーム）からの吸引は含まれていないとしている。これをどのように評価するつもりか。

(4) 避難の基準となる積算線量の算出に際して、未だに内部被ばくをきちんと考慮していないのは問題ではないか。

3. 「緊急時被ばく状況」と「現存時被ばく状況」の適用について

(1) 原子力安全委員会は、福島市や郡山市など、警戒区域や計画的避難区域外で人が住んでいる地域については、「緊急時被ばく状況」ではなく「現存時被ばく状況」が適用されるとしているが、これは政府の見解ということで間違いないか。人が住む特定避難勧奨地点についても同様か。

(2) 「現存被ばく状況」を適用した場合、ICRP 声明に従い、1~20mSv のなるべく下方のレベルを採用し、被ばく低減措置を進めるべきではないか。具体的にどのような措置をとるのか。

4. 給食について

(1) 給食の食材に関する詳細な測定を実施すべきだと考えるがいかがか、その後の検討状況について伺いたい。

(2) 給食の食材の産地公表について、自治体により公表の姿勢にばらつきがある。改めて公表を促すよう指導すべきだと考えるがいかがか。

5. 県民健康調査について

(1) 県民健康調査における WBC、尿検査について、あまりに検出限界が高すぎる(注) ことについては、8月8日の会合で、災害対策本部は、「詳細を確認し回答する」とした。確認結果についてご教示いただきたい。

(注) 尿検査については、市民団体の調査により実際に検出した値の10倍以上を検出限界としている

(2) ホールボディーカウンター及び尿検査の検出限界はどのように定められたのか、また、それぞれの根拠について明らかにされたい。

(3) ホールボディーカウンター及び尿検査の検出限界の妥当性について、原子力安全委員会の見解を明らかにされたい。

6. 学校暫定目安(年20ミリ/毎時3.8マイクロシーベルト)の見直しについて

(1) 見直しの検討状況(どのような視点で見直しを行うのか、見直しを行っている部署、どのような議論が行われているのか、基準はどのように適用されるのか)についてご教示されたい。

7. 「緊急時避難準備区域」の解除について

(1) 緊急時避難準備区域の設定解除は、原子炉の状況、水素爆発の可能性、インフラの整備状況などとのことであるが、余震が続く中、放射能大量放出の可能性はなくなったとは言えないのではないか。

(2) 「緊急時避難準備区域」の解除にむけた放射線測定アクションプランが公表されているが、この中で土壌汚染調査は実施されるか。実施される場合は、その詳細(採取地点、採取方法含む)を、実施されない場合は、その理由について示されたい。

(3) 区域内で線量の高い地域についてはどのような扱いになるのか。

(4) 「緊急時避難準備区域」が解除されたあとも、帰還に不安を感じて避難を継続される方々への補償の支払いはどうなるのか。

以上